小石川砲兵工廠 職工の三決議案

大阪と呼應して貫徹を期す

五日大臣まで提出

一日午後七時から小石川區大塚仲町西信寺で東京砲兵工廠各職工の聯合の代表者百餘名集合三十七日以來連日各所で催した職工大會で贊成を得た三ヶ條の當局要求條項に就き審議した結果左の三項の具体案を議決した

一、昨年十時間制の時の給料を以て常備給とし請負制度を全廢すること

二、年度年末臨時賞與は三百時間を支給すること

三、共濟組合の職工代表者に決議權を與ふること

右の要求條項は各廠職工の聯合大會に於て決議することとなり二日市内の大會は小石川區内大神で午後四時から四日は王子側の大會を王子紅葉寺で午後四時から開催し五日朝代表者は陸軍大臣に大會の要求を提出する筈尚第三項の共濟組合の件は大阪砲兵工廠の向上會で既に決議し共に提出することとなつて居る東京側も大阪側と呼應して目的の貫徹を期して居る [illegible]

賃銀値上宣傳の

ビラ四千枚を撒布

押收せんとして[illegible]

一日午前六時二十分頃[illegible]前に於て日本[illegible]小石川[illegible]職工待遇の宣傳ビラ四千枚を撒布中[illegible]

小石川勞働會が文演說會

牛天神境内で

にては二日午後四時より小石川區大和町牛天神境内に於て演說會を開き聽衆一千名に達し安達、[illegible]、杉本[illegible]其他の諸氏の演說あり[illegible]散會した

工廠大會

會衆二千三百

の要求に贊成

工友會小石川勞働會等の宣傳の如く[illegible]二日午後四時の職工退廠時を見て小石川砲兵工廠裏の牛天神境内で第一回勞働者大會を

開催 した、各門から陸續として出て來る職工は瞬く境内を埋める、[illegible]「吾々は今や生活の不安を感じ[illegible]」と叫んで大會に入り[illegible]の三ヶ條の要求を

說明 し忽ち會衆三千の贊成を得た、斯て演說となつて杉本、[illegible]、[illegible]、千住の職工の爲め大會を開く筈である

大阪砲兵工廠

[illegible]

今日いよいよ 陸相訪問

大會も濟んで 王子で第二回

去る廿七日來各所に開催した工廠の[illegible]要求の第二次大會を四日午後四時から王子紅葉寺空地で

開催 した、定刻工友會、小石川勞働會等の幹部連が出張して折柄退廠時間にある職工を待つてゐると工廠では急に[illegible]職工一同に[illegible]大會出席を阻止しやうと努力したが其効もなく[illegible]集する者が千六七百名にも上つた、[illegible]工友會の渡邊幹事は

開會 を宣したが群中にして中止を命ぜられた、技術課の爲に[illegible]が起つて三ヶ條の要求條件を朗讀すると[illegible]拍手で之を迎へた、[illegible]工廠から十日間休業を命ぜられて居るのに工廠は此の給料として僅に一日五時間分しか與へない、[illegible]は社會公衆の爲めに

犧牲 となつて休んでゐるのに其酬ゆる事所の如く[illegible]忍び難い、宜しく職工規則の改正も附帶要求條件として加へられたい」と述べて拍手裡に可決となつた、次に安達、横田兩幹事の熱[illegible]、あつて六時半無事散會となる、[illegible]工友會本部に各幹部[illegible]

砲兵工廠の 要求決議

[illegible]王子側[illegible]大會[illegible]代表者[illegible]具体的に決したり

(一)昨年十時間制の時の收入を以て日給として請負制度を全廢すること

(二)年度年末臨時賞與三百時間を支給すること

(三)共濟組合の職工代表者をして[illegible]決議權を與ふること此の條項は[illegible]各種職工の聯合大會に於て決議すること

[illegible]の大會を小石川牛天神[illegible]王子紅葉[illegible]、四日は王子側大會を[illegible]に決議しあるを以て東京側は大阪側と呼應して目的の貫徹を期する筈であると

[illegible]會を開き五日午前九時各[illegible]は西信寺に集まり山梨陸相を[illegible]省に訪問して正式の交渉を開始することになつた

工廠職工の七代表 陸軍省へ押寄

三ヶ條の要求を提げ山梨陸相に面會を求めて拒絶され尾野次官に代つて面會し相變らず不得要領

協議の上兩三日中に回答す

小石川、赤羽、千住以下六箇所の陸軍工廠勞働者代表石井、足立、横田、杉本、大塚、大島、鳥の七名は本日午前十一時三箇條の陳情事項ありとて陸軍省に押掛け來り山梨陸相に面會を求めたるが拒絶され更に尾野次官に會見を求めたるが承諾をも受けず同省に闖入し談判に及びたるが次官は之れに對し協議の上兩三日中に回答すべきも斯くの如く多數押しかけける必要なければ三代表者を派遣せらるべしと答へたるに十二時一同退去せり其の陳述要件左の如し

要求し

一、十時間制度の時に得たる請負賃銀に臨時手當二割を本給に編入し請負制度を撤廢し常備給とすること

二、年度年末臨時賞與等の賞與を各三百時間として與へらるゝ事

三、共濟組合職工代表者に議決權を得せしめること

附帶條件

日曜祭日は公休とすべきこと

陸軍省へ押懸く

職工代表三ヶ條を突付く

尾野次官室へ押入る

小石川勞働會の安達、横田、杉本、石井等八名の委員は東京砲兵工廠職工二万七千餘人の賃金値上要求書を携へ昨朝十一時陸軍省に兵器局長を訪ふたが面會し得ず強ひて次官室に押入り尾野次官に面會し陸軍職工大會の決議文を突付け承認を求めた其決議文は

十時間制度の時に得たる請負賃金並に臨時手當二割を本給に繰入れ請負制度を撤廢し常備給を附する事、年度年末臨時賞與を各三百時間として與ふる事、共濟組合員中職工代表者に議決權を得せしむる事であるが之に對し尾野次官は諸君の要求は個人としては贊成するが大臣が歸つた上相談して出來るだけ要求を容れたい回答は二三日の後にするが多人數で押懸けて來るのは不穩だから少人數で通知をうけたら來るがよいと答へたので一同滿足して引揚げた

尾野陸軍次官に 演說口調で陳情

砲兵工廠職工の代表者

昨遂に陸軍省へ押寄す

現給の維持、人格の尊重、代[illegible]の要求、これで此間から騷いでゐた東京砲兵工廠の職工は五日その代表者を陸軍當局に派して之を陳述せしむることになつた、十一時半、横田、安達、杉本、大島、以下四名の代表者は五名の私服憲兵に尾行せられて、右決議文を携へ陸相官邸を訪うた所、山梨陸相は目下伊勢から關西地方に旅行中なので「それでは次官に面會しろ」と、陸軍省の方へ押よせたが尾野次官は[illegible]れないと是れ亦受付が名刺を突き返して來たので、然らば直接にと次官室の入口に八名が頑張つて動かない「いや逢ふよく」と次官は吉田兵器局長、大橋工政課長を從へて會議室で會見することになつた、先づ横田工友會長來意をつげ、次に局支部長例の

玄關拂 ひを食つたので

決議文 を朗讀してこれを提出して、安達幹事長右要求につき職工の窮狀と工廠當局の不誠意を縷々陳述しては演說口調となつて「若し大戰爭の際いかに軍隊が戰線に立つとも後方を製作する吾々が人格的に當局に虐遇されてゐたなら結果や如何ある國家の爲に憂慮せねばならないであらう」とまくし立てたので次官もいか恐れをなし「いや諸君の申さるる所は一理が立つて居る何しろ自分は早々であるから、當該職員と充分調査して職工の要求を出來るだけの事は[illegible]於いて、いや大臣も同樣のおである」さて大正八年の時の樣な

高壓的 な態度は更く輕く引受けて終ふ「調査々々といつて現在[illegible]つて居るものはさう待つてはゐれない」と横田氏が押しかへす、[illegible]たこの後が昨[illegible]の傳染病流[illegible]制体[illegible]の手當問題を說明何しろ今日は是れだけにし後一時半職工側は陸軍省を[illegible]た、そこで、第一回の交涉報告大會を開く必要がある[illegible]ので六日夜西信寺で幹部會を開いて態度を決定するとである

勞働爭議彙報

次官會見 陸軍の職工代表

陸軍部内の各工場職工[illegible]代表として横田工友會長、安達小石川勞働會長等八名は五日午前[illegible]當局に給與制度や職工の決議[illegible]に山梨陸相を訪ふたが[illegible]

[illegible]